

平成31年生駒市農業委員会第1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成31年1月11日(金)午後3時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次
主幹 吉岡 浩

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 平成31年度生駒市農業委員会予定表
- 「都市農地の貸借がしやすくなります」農水省ホームページ資料
- 農地付き空き家制度について
- 農地等利用最適化推進施策等に関する意見書
- 加古川市農業委員会「農委だより」
- 「第23回 北和の農を考えるつどい」ちらし
- 農政なら

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻野 委員、2番 西口 委員、3番 田中 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 [議案読み上げ]

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたもの。

申請地の位置について

奈良先端科学技術大学院大学の西約500mのところに位置する高山町地内の農地。

申請理由について

親から子に対する贈与であり、今後も家族で営農を続けていく予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件は、家族で営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件は満たしている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、一部竹が生えていたため伐採を指導したが、それ以外は、とくに、問題等はなかった。

以上のことから、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 地元推進委員の中谷明委員へ補足説明を依頼。

○中谷委員

3分の1ほど竹があったので刈っておくほうが良いと申し渡していたが、8日の現地

調査の時は対応していなかった。そこで再度、11日までにやっておくことを伝え、本日この定例会の前に会長と現地を確認したところ伐採されていた。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたもの。

No1～3の申請地の位置について

奈良先端技術大学院大学の西約500㎡のところに位置する高山町地内の農地。

申請理由について

譲渡人は、相続を受けた後4名の共有になっているが、ほとんど耕作はされてこなかった。そこで、この農地に隣接して自己所有地があり、また奈良でも事業展開をしていく予定のある譲受人が本農地を譲り受け、青空資材置場として利用することになった次第。立地基準による判断については、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連続している区域内に隣接していることから、第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は既存の水路に放流するとなっている。地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、本件は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県農業会議への意見照会を経て、申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 地元推進委員の北本委員へ補足説明を依頼。

○北本委員

アシが生えており測量の前に伐採等をしてしたが、量が多く調査の時に現地に入っていくことが難しかった。もう少し境界がわかるように対応することを伝えた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 利用状況について、「休耕」となっているが、これは農業委員会が把握しているものなのか？見た目で判断したものなのか？

○主幹 現地確認時の見た目で判断している。

- 委員 初めて見る表現で、どういう取扱いになるのか？見た目のものを、ここに記載するものなのか？
- 主幹 現況地目ではなく利用状況ということなのでこの表現になった。
- 議長 登記簿上は田であるが、県の申請は休耕であるのか？
- 主幹 申請は休耕で行うが、農地であることは間違いない。
- 委員 今回のような件が今後も出てくると思われるので、現地調査の前に草刈等をしてもらって形態を改めてもらうことを再認識してもらう必要がある。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 地図番号（２）の進入路はどのようになっているのか？
- 主幹 旧国道から点線で示した部分を進入路として使用する計画である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
なお、農地法５条許可申請は、奈良県知事が許可権者であるため、奈良県知事へ進達を依頼。転用面積が３００㎡以上あるため、奈良県知事への進達の前に、奈良県農業会議への意見照会を経て、奈良県知事への進達を依頼する。
- 報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による受理通知について」
報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による受理通知について」
報告第３号「農地法第１８条６項の規定による受理通知について」
報告第４号「農地の転用事実に関する照会について」
報告第５号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」
について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による受理通知について」

- 主幹 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第３条の３第１項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。

No.1～35については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。
なお、No.1については、相続人の住所が伊勢崎市となっているが、相続手続後、親族に所有権を譲り渡す予定であると聞いている。

また、No.2～24については、住所が姫路市となっているが、実家は北田原町地内にあり、家族も住んでいる。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1～3の申請地の位置について

生駒高校の南西約50mのところに位置する壱分町地内の農地3筆。

報告事項

宅地造成及び青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.4～9の申請地の位置について

国道168号の東約100mのところに位置する小明町地内の農地6筆。

報告事項

宅地造成を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.10の申請地の位置について

近鉄南生駒駅の東約100mのところに位置する小瀬町地内の農地。

報告事項

美容室を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

No.1について

東側半分が数十年前より住宅が建っていた農地、西側半分が、報告第2号で説明したとおり、美容室を目的として農地転用の届出がされた用地である。本件は、転用の届出受理書だけでは、筆全ての地目変更ができないため、今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農地利用最適化推進委員と現地調査の結果、農地性なしと判断し、その旨法務局に回答したもの。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

これらの報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可がおりたものおよび、転用許可後に転用事業者が転用による工事が完了したことの報告があったもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」の「平成31年度農業委員会の予定について」及び「都市農地の貸借の円滑化に関する法律について」の説明を事務局に依頼。

○主幹 〔「平成31年度農業委員会の予定について」及び「都市農地の貸借の円滑化に関する法律について」について説明〕

都市農地貸借法とは市街化区域内の農地のうち生産緑地の貸借がしやすくなるもの。通常の農地法の貸借では契約を更新しないことについて知事の許可がない限り、農地が返ってこない、また相続税納税猶予が打ち切りとなるが、都市農地貸借法では契約期間経過後に農地が戻り、相続税納税猶予を継続しながら農地を貸することができる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 基盤法に基づく申請について、推進委員の確認が必要ということであるが、今回の法律でも推進委員の確認が必要となるのか？

○主幹 窓口は農林課となるので、次回の定例会で回答できるよう調整する。

○議長 「その他」について、説明を事務局に依頼。

○主幹 〔「農地付き空き家制度について」について説明〕

農地付き住宅を売買するに際し、農地の面積が20アール未満の場合、農地と住宅を同時に売買できないというケースがある。生駒市では空き家流通プラットフォームというプロジェクトがあり、農業委員会ではその制度を利用した農地取得に際し下限面積の特例を設けるかどうかの検討がまず必要であり、特例を設けた場合の下限面積の設定（定例会での議決）も必要となる。

今後、都市計画課住宅政策室の説明を聞き、参考材料としながら協議を進めていきたい。

○議長 「その他」について、報告・説明を事務局に依頼。

○局長 〔「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」について報告〕

平成30年12月19日、会長、副会長2名で、市長に意見書を提出したことを報告。有害鳥獣対策、農業部門の職員体制の充実についての内容で意見書を市長に手渡した。

○主幹 〔「加古川市 農委だより」についてを説明〕

平成30年10月31日（水）に加古川市を視察した記事が書かれたものが送付されたので紹介。

○主幹 〔「北和の農を考えるつどい」についてを説明〕

- 主幹 〔「農政なら」についてを説明〕
記事の中の第3回農業委員会業務担当者会議に参加したことを報告。農業経営基盤強化促進法の改正に伴う、農業委員会が取り扱う業務内容についての説明や農業委員会において非農地判定を進めるにあたり、法務局による職権登記を行うことができることとなったという説明を受けた。
- 主幹 〔「意向調査」についてを報告〕
12月に送付した意向調査について、220件発送し1月10日現在で82件の回答があった。
- 主幹 〔「集落座談会」についてを説明〕
南地区は合同で2月16日（土）19時～南コミで、中地区も合同で3月18日（月）11時～生駒市農協の会議室を借りて行う。事務局からは農業委員会制度、農地法の内容について説明する予定である。北地区も調整をお願いしたい。
- 主幹 〔「なら農業委員会女性委員の会・研修会」についてを説明〕
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 主幹 次回の日程について
定例会 2月12日（火）午後2時 401・402会議室
現地調査 2月 7日（木）
前日2月6日（水）に同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言

午後4時40分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成31年生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番 辻野 俊平

議席番号 2 番 西口 まゆり

議席番号 3 番 田中 勇治
